

令和2年6月1日施行

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和5年4月1日改正

<スケジュール>

Q 1. 助成対象となる修学旅行の設定時期は？

A. 「修学旅行誘致促進事業助成金」は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに出発日を設定している修学旅行が対象となります。

<申請手続について>

Q 2. 手続きの実務上の流れは？

A. 次のとおり。

(修学旅行前)

- ① 助成対象者は、助成金交付申請書（様式第1号）とともに必要添付書類を提出
- ② 事務局から助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知

(修学旅行後)

- ③ 助成対象者は、事業終了後、助成事業実績報告書（様式第5号）及び請求書（任意様式）を提出
- ④ 事務局から交付確定通知書（様式第6号）により通知（助成金額の決定）
- ⑤ 助成金額を入金

Q 3. 助成金交付申請時の添付書類は？

A. 原則として次のものを添付してください。

- ① 計画時点の修学旅行行程表（任意様式）

（人数、体験内容、輸送手段、宿泊施設名等の基本情報が記載されたもの。）

- ② 宿泊先の利用が確認できる書類

（各宿泊施設への予約確認表等のFAXやメールの写しなど。）

- ③ 加算額の適用条件を満たしていることが分かる書類

（指定航路の船舶利用予約票、松山市指定の体験メニューの予約が分かる書類等。）

※ただし、①の行程表で内容が確認できるものはこの限りではない。

Q 4. 実績報告書に添付する「加算額の適用条件を満たしていることが分かる書類（各請求書等）」とあるが、体験先等で請求書払いができなかった場合は？

A. 松山体験プログラム加算で指定している体験先の中で、「考古館」の体験のみ現金払いとなりますので現金払いの場合は領収書等で代用してください。そのほかの体験先は請求書払いとなります。

また、宿泊施設の利用を確認するため、宿泊証明書やクーポン券等の書類の提出を求める場合がございます。提出を求められた際は、速やかに対応をお願いいたします。

Q 5. 事業の催行が難しくなった場合や日程変更等が発生した場合はどうしたらよいか？

A. 交付要領第 7 条に基づき、速やかに助成金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）の提出をお願いいたします。

なお、助成金額の増額を伴う変更（人数増加等）については、必ず変更承認申請が必要です。（変更承認申請をしていない場合は、助成金決定通知書の額が助成金額の上限となります。）

<助成対象について>

Q 6. 助成対象となるかどうかの判断基準は？

A. 学校行事として行われる修学旅行において松山市に宿泊を伴うものが対象となります。加算額の適用条件を満たすだけ（指定の航路路線利用や松山市体験）では助成対象となりません。

Q 7. 1 事業者が申請可能な件数は？

A. 申請件数の制限はございません。ただし、助成事業予算額に達し次第終了となります。

<助成金額について>

Q 8. 助成金額の上限額は？

A. 1 つの修学旅行等に対し、以下の金額を上限に、最大 100,000 円をお支払いします。

	条件	児童または生徒 1人あたりの基準額	適用される 最大人数	上限額
基本額	松山市内宿泊	500円	100名	<u>50,000円</u>
	松山市内及び広島地域※'に宿泊	600円	100名	<u>60,000円</u>

※'松山市への宿泊に加え、広島地域（広島市・呉市・廿日市市）での宿泊を行うもの。

	条件		1校あたりの加算額
加算額	航路または JR 路線利用加算※ ²		<u>10,000円</u>
	近隣県加算※ ³	（四国四県・中国五県から出発の場合）	<u>10,000円</u>
		（九州七県から出発の場合）	<u>20,000円</u>
	松山体験プログラム加算※ ⁴		<u>10,000円</u>

※² 広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路若しくは広島地域－松山（松山観

光港・大浦港)のチャーター船利用又は JR 西日本・JR 四国の鉄道路線利用を含む行程に
加算する額。

※³対象修学旅行の出発地が四国四県、中国五県、沖縄を除く九州七県のいずれかであるもの
に加算する額。

※⁴松山市内で実施する中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体
験、SDGs プログラム、その他会長が認める体験を、対象の修学旅行行程内に組み込んだもの
に加算する額。

Q 9. 同学校で一部は松山宿泊のみ、一部は松山市内及び広島地域への宿泊人数が異なる場合は
どうすればよいか？

A. 基本額をそれぞれ項目ごとの宿泊人数で計算します。例えば、100 名のうち 50 名は松山
宿泊のみ、50 名は松山及び広島地域宿泊の場合、基本額の計算は以下のようになります。
基本額 = (50 名 × 500 円) + (50 名 × 600 円) = 55,000 円

Q 10. 近隣県加算に関して、出発地とあるが学校所在地と出発地が異なる場合はどうなるのか？

A. 近隣県加算の出発地は学校の所在地となります。

Q 11. 松山市体験プログラム加算とは全員が体験しないと加算対象とならないのか？

A. 参加者全員が体験を行う必要はありません。例えば 200 名が 40 名ずつ 5 コースに分散し
て、そのうちの 1 コース 40 名のみが松山市体験を行えば、加算の対象となります。

Q 12. 松山市体験プログラム加算に関して体験メニューの内容に具体的な指定はあるのか？

A. 現在、加算対象の体験メニューは以下のとおりです。

- ・中島体験：中島で「投げ釣り体験」「みかん狩り体験」等を行うもの。
- ・ロゲイニング体験：愛媛県ロゲイニング協会が行うもの。
- ・吟行体験：有料ガイド「松山はいく」が行うもの。
- ・竹工芸制作体験：虎竹工房が行うもの。
- ・考古館体験：松山市考古館での「館内見学」や「勾玉作り体験」等を行うもの。
- ・SDGs プログラム：サイボウズ企業研修、えひめこどもの城での「海洋性プラスチック
問題に関する体験学習」、愛媛県身体障がい者福祉センターが実施する「パラスポーツ
体験」等を行うもの。

ただし、上記以外に会長が特別に認めたものはこの限りではありません。

今後、松山体験加算に該当する体験メニューが増えた場合にはHP等にて周知予定です。

Q 13. 申請時点 50,000 円、中止(変更)承認申請 60,000 円、実績報告 45,000 円の場合、実際
に助成される金額はいくらになるのか。

A. 45,000 円です。中止(変更)承認申請をして承認されている場合は、実績額に応じて助

成額確定いたします。

<その他>

Q14. この修学旅行助成金の制度等の改正があった場合はどのように周知されるのか？

A. 修学旅行専用HP「おいでんか四国・松山」や瀬戸内・松山ツーリズム推進会議HPにも随時掲載いたします。

https://setouchi-travelguide.com/jp/travel_agency/ 瀬戸ツーHP

<https://www.oidenka-matsuyama.com/> 修学旅行専用HP

Q15. 他団体が実施する修学旅行を対象とした助成金と併用は可能か？

A. 可能です。

Q16. 問合せ先、提出先、提出方法は？

A. 問い合わせ先、提出先は以下にお願いいたします。

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	
松山市	観光・国際交流課 瀬戸内・松山観光担当
郵便番号	790-8571
住 所	愛媛県松山市二番町四丁目 7-2 本館 8 階
電話番号	089-948-6555
メール	kanko@city.matsuyama.ehime.jp

提出方法：紙媒体にて、ご郵送での提出をお願いいたします。その際、交付申請書・変更（中止）承認申請書・実績報告書・助成金額の請求書（貴社から瀬戸ツ一会長宛のもの）は原本となります。その他の添付資料は写しでかまいません。